

～税務のチェックポイント Q&A65～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

持分会社における法人業務執行社員に対する役員給与について

《内容》

顧問先のX社は、株式会社A社、B社及びC社の出資（いずれも業務執行社員）により設立したばかりの合同会社ですが、A社、B社及びC社は、その職務執行者として、A社の役員である甲氏、B社の役員である乙氏及びC社の役員である丙氏をそれぞれ選任しています。この場合のX合同会社の役員報酬は誰に支払うことになるのでしょうか。

『答』

ご質問のX合同会社においては、A社、B社及びC社が業務執行社員ということですので、X合同会社における業務執行の対価（役員報酬）は、業務執行社員たるA社、B社及びC社に支払うべきものと考えられます。なお、甲氏、乙氏及び丙氏は、それぞれA社、B社及びC社から選任された職務執行者である限り、X合同会社の役員になるわけではありません。

（解説）

1 会社法第590条の規定においては、合同会社等の持分会社では、原則として、各社員全員が業務を執行する権限を有していますので、社員（出資者）である法人も業務執行社員になることができます。

ただし、法人が業務を執行する社員である場合には、当該法人は、当該業務を執行する社員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の社員に通知しなければならない（会社法598①）とされていますので、実際の業務を執行する者は自然人であることとなります。

また、法人税法における取扱いにおきましても、法人税法第2条第15号に規定する役員には、持分会社の社員である法人が含まれることとされている（法基通9-2-2）ことから、適用対象が個人に限定されていない場合や、事実上、法人に適用し得ないとする特別な理由がない限り、法人社員についても適用されることになると考えられます。

2 したがって、ご質問のX合同会社においては、A社、B社及びC社が業務執行社員であり、甲氏、乙氏及び丙氏は、それぞれA社、B社及びC社が選任した職務執行者ということですので、X合同会社における業務執行の対価（役員報酬）は、業務執行社員たるA社、B社及びC社に支払うべきものと考えられます。

そして、X合同会社においてA社、B社及びC社に支払う役員報酬（業務執行報酬）については、個人である役員の場合と同様に法人税法34条の規定が適用されますから、定期同額給与又は事前確定届出給与のいずれかに該当しない場合には損金不算入とされる（法34①）ほか、不相当に高額な部分若しくは事実を隠蔽し、又は仮装して支給した部分とされる金額も損金不算入とされることとなります（法34②③）。

また、持分会社の業務執行社員は、使用人兼務役員になることはできない（法34⑤、法令71①三）こととされていますから、X合同会社からA社、B社及びC社に支払われる業務執行報酬は、その全額が役員給与として取り扱われることとなります。

3 なお、内国法人については、給与とされる所得について所得税の課税は行われません（所法7①四）から、A社、B社及びC社への業務執行報酬の支払については源泉徴収を要しませんが、A社、B社及びC社においては、受領する業務執行報酬の額を益金の額に算入することとなります。※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。